

令和7年度採用予定 会津若松市会計年度任用職員（専門員） 家庭相談員選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和8年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

1 申込受付期間：随時

受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

【選考について】

- ・募集期間中であっても、応募があった場合はその都度選考を行います。
- ・面接日はご希望を確認の上、設定します。
- ・選考の結果、採用が決定した場合はその時点で募集を終了します。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
家庭相談員	1 名	会津若松市家庭児童相談室設置運営要綱に基づき、家庭における児童養育技術に関する事項及び児童に係る家庭児童福祉に関する専門的技術を要する相談指導を行うものとする。 (主な内容) 養育問題、育児問題、育児不安や発達の問題等について、子どもや保護者への支援及び保育所、幼稚園などへのコンサルテーションを行う。

(2) 任期

採用の日から令和8年3月31日まで

※採用日の目安として採用の決定から一か月後程度を予定していますが、ご希望に沿い適宜対応いたします。

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 以下の受験資格に該当する者

次のいずれかに該当し、パソコンでワード・エクセル等のソフトにより文書、資料等を作成でき、かつ普通自動車運転免許を有する者（ペーパードライバーは不可）

ア 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)

ウ 医師

エ 社会福祉士又は社会福祉士となる資格を有する者

オ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者

- カ 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者
- キ 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者
- ク 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者
- ケ 精神保健福祉士となる資格を有する者
- コ 保健師
- サ 助産師
- シ 看護師
- ス 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了した者
- セ 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- ソ 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者
 - ①社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ②児童相談所の所員として勤務した期間
- タ 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者
- チ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
作文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験 ※申込時に提出していただきます。
経歴審査	家庭相談員として必要な職務や経験等の有無についての審査 ※申込時に資格証等の写しを併せて提出していただきます。
面接試験	家庭相談員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
作文試験	事前提出	面接後、10日以内に合否を通知します。
経歴審査	事前提出	
面接試験	随時 会津若松市役所栄町第二庁舎内	

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」、「受験票」及び「作文課題」に必要事項を記入し、会津若松市役所健康福祉部こども家庭課に提出してください。
- (2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」、「作文課題」及び「110円切手を貼った返信先明記の長形3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所健康福祉部こども家庭課あてに送付してください。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

採用日の目安として、採用の決定から一か月後程度を予定していますが、ご希望に沿い適宜対応いたします。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、この募集は令和7年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合が有り得ることに予めご了承願います。

8 待遇等

(1) 報酬

1月あたりに支給される金額 190,417円～195,765円 (予定)	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で調整される場合があります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当及び勤勉手当がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

(2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	月15日勤務
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）、こども家庭課長の指定する日
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	会津若松市役所栄町第二庁舎（こども家庭課）
福利厚生	条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償の適用があります。

(3) 服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

- (1) この試験で、家庭相談員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所健康福祉部こども家庭課に問い合わせてください。

会津若松市役所健康福祉部こども家庭課支援グループ
(栄町第二庁舎)

〒965-8601 会津若松市東栄町 3番46号

TEL 0242 (23) 4545

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>